環境省政策評価結果の政策への反映状況

- 目 次 -

- 1. はじめに
- 2. 平成 18 年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表
- 3. 事前評価結果(平成 18年 10月から平成 19年 9月まで)の政策への反映状況
- (1) 公共事業
- (2) 新設規制

1. はじめに

(1)国民に対する行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、国民の視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 14 年 4 月施行。以下「法」という。)に基づき、政策評価を実施することとされている。また、平成 17 年度に総務省において、政策評価制度の見直しが行われ、「政策評価に関する基本方針」が改定(平成 17 年 12 月)されたところである。

環境省においては、新しい基本方針の趣旨を踏まえ、平成 18 年度施策の評価から、新しい施策体系のもとで実施している。

(2)政策評価の結果は、次年度の予算要求等政策へ適切に反映することが重要であり、法第 11 条の規定に基づき、以下のとおり評価結果の概要と政策への反映状況を取りまとめた。

なお、取りまとめの対象は、昨年度の報告からこれまで(平成 18 年 10 月から平成 19 年 9 月まで)の間に、総務省に 提出、公表した政策評価書である。

平成 18年 12月 27日 公共事業に関する事前評価書(平成 18年度第1回)を総務省に提出、公表

平成 19年 3月29日 公共事業に関する事前評価書(平成18年度第2回)を総務省に提出、公表

平成 19 年 8 月 1 日 新設規制に関する事前評価書を総務省に提出、公表

平成 19年 8月31日 平成18年度環境省政策評価書(事後評価)を総務省に提出、公表

(参考) 環境省政策評価基本計画(平成18年4月改定)の概要

計 画 期 間: 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間。

事前評価の対象等: 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援

助の実施又は補助を目的とする政策を対象。

環境省政策評価基本計画に基づき、全ての規制の新設(法律の制定、改正)を対象。

事後評価の対象 :環境省の政策の全てを対象。

政 策 へ の 反 映:評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構・定員の要求、法令等による

制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用。

2. 平成18年度施策の事後評価結果の政策への反映状況 (1)総括表

(単位:件)

	平成20年		求へ反映	した件数			平成20年 へ反映し	度機構・気	定員要求	評価		示された内閣		
() 167		これまで の取組を 引き続き	評価対象	政策の改善	雪'兄且∪	評価対 象政策	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7011 83			関する評	<u>価</u>		重要政策に
分類		推進		評価対象 政策の重 点化等	一段策の一	を廃止、 休止又 は中止		機構要 求へ反 映	定員要 求へ反 映					第166回 (H19.1.26)
施策等を対象 に評価	12	3	9	8	0	0	7	4	7	9	6	4	5	4

(注)

- 1.「評価対象政策の重点化等」とは、施策に含まれる個別事業の一部を縮小、中止等の見直しを行うとともに、新たな事業の実施や他の事業を充実する等により改善を行ったもの。
- 2. 上記件数の中には実績評価方式による事後評価及び事業評価方式による事後評価(成果重視事業)の両方が含まれている。

(2)施策別整理表

																		
														評価	結果の	政策への)反映状況	
					H2	20年度予算	要求への	D反映			20年度村 20年度村 20年度村 20年度村 20年度村 20年度村		施政	方針演詞	説等でえ	示された「	内閣の重要政策に関する評価	
	施	延策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	善·見直	評 (b) 対 象i ひ 上、)評価対 政策の 部の廃 、休止 は中止	価象策廃止休止又:評対政を	求へ : の反 (員求の映 (東へ反		た内閣 する評 第1 回 (H1	価 62 第16 回 7. (H18		その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
		球温化対	年)に採択された気候変動 枠組条約が究極的な目的に 掲げる「気候系に対する危い を人為的影響を及ぼすことと ならない水準において大気 中の温室効果ガスの濃度を 安定化させること、を目指す。 京都議定書における2008年 (平成20年)から2012年(平成24年)の温室効果ガス排	6%削減約束を確実に達成するために、京都議定書目標達成計画の評価・見直しを行う。過去の進捗が見込みと比べ十分とは言えない対策の加速化、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する。政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費制に必要な量を確実に確保する。また、それに向けて必要な予算を確保する。国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第1約束財的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第1約束財間後の2013年(平成255)以降における全ての主要排出国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築。													基本方針2004(平成16年6月4日):「京都議定書の目標の達成を図るため、平成16年に1地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しを行い、必要な追加対策・施策を講ずる。」基本方針2005(平成17年6月21日):「京都議定書の削減約束の達成、脱電機・保全等の構築に向け、「京都議定書の削減約束の達備・保全等の活出出削減、森林の整備・保全等の活用に向けた取組を確実に実施するとともに、国民運動の展開、技術開発を進める。」基本方針2006(平成18年7月7日): 4生活のおけるリスクへの対処(地球環境の保全・循環型社会の構築)「京都議定書の削減が保全・循環型社会の構築)「京都議定書の約束期間開始を2008年に控え、省1末・新1本列2の排出り減、・・、京都メカニズムによるり地達等による温室効果ガスの排出り減、・・・、京都メカニズムによるりの、日に控え、省1末・新1本列2の非出りが、京都メカニズムによるりの、1京都第に書きによる温室効果ガスの排出りがままり、1京都は、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間	ための対策・施策を実施する。 官民が適切な連携を図り、様々な手法を効果的に活用しながら、京都メカニズムクレジットを取得していく。 国際的には、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、68や各国との対話等も活用し、全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築に向けた取組を積極的に進めていく。京都議定書目標達成計画の確実な達成及び次期枠組みに関する国際交渉などについて機構定員要求を図る。
2		球環 の保	オゾン層保護対策、酸性雨・ 黄砂対策及び地球環境分野 における国際協力・研究調 査などを通じて、地球規模の 環境を保全する。	改正フロン回収・破壊法に基づ〈業 務用冷凍空調機器からのフロン類回収													基本方針2005(平成17年6月21日):「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、違法伐採対策を推進する。」「地球環境問題や国際的な資源節等のグローバルな課題に対処し、環境と経済の両立を図る。アジア・ゲートウェイ構想(平成19年5月6日)1「最重要項目10」10、アジア共通課題に関する協力・研究の中核機能の強化「環境・エネルギー:・・・化学物質、海洋汚染、酸性雨、3 R等各分野における協力・研究ネットワークを構築。・・・・ 国際フォーラムの実施等による日本の環境技術の普及促進。」	着実に実施。 ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図る。

											評価結	果の政	策への反	〔映状況	
			H20年度	予算要認	求への反	映		年度機 員要求へ ?	. i	施政方	針演説等	等で示る	された内	閣の重要政策に関する評価	
施策名		目標達成に向けた課題	これ での! を引き き推立	き続善	評価直 (a)対政の点等 化	(b)評価対象政策の 象政策の 一部の廃止、休止 又は中止	廃	機要な反映の映	₹ \	れた	回 (H17.	重要政 第164	策に 第166 回 (H19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
地球の環保	オゾン層保護対策、酸性肉・野球の大きなどを強力が変更を強力が表現の地球環境分野の関係の関係のでは、地球規模のでは、地球規模のでは、地球規模のでは、地球規模ののでは、大きないは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	等の北東アジア地域協力の検討。													(酸性雨・黄砂対策) EANETIC ついては、平成20年に向けて地域協定化も視野に入れた将来発展に関する協議が進展しているところ、技術面、人材面、資金面での議論の進展に積極的に貢献した。 現代の日本にの最終しているところ、技術面、人材面、資金面での議論の進展に積極的に貢献といる。 国内における酸性のの反映に努める。 国内における酸性のの反映に努める。 国内における酸性のの反映に努める。 国内における酸性のの数にあいて酸性化のメカニズムの解明等に向いてと総合的な調査果のとりまとめを踏まえ、酸性雨長期モニタリング計画を見直す。

													音	平価結:	果の政	(策への)反映状況	
					H2	20年度予算	更求 [,]	への反	映		20年度 20年度 20年度 20年度	施	政方針	演説等	手で示る	されたに	内閣の重要政策に関する評価	
	施	策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	善・見	直し (a)評 価対 象策の	政策の改 (b)評価対象政策の 一部の廃止、休止 又は中止	価象策廃止休止又 評対政を	機構要 求へ		れた内関する	図閣の 評価 第162 回 (H17.	第164	策に 第166 回 (H19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
2	地境の全	求環	オゾン層保護対策、酸性雨・ 黄砂対策及び地球環境分野 における国際協力・研究調 査などを通じて、地球規模の 環境を保全する。															(国際的な貢献と連携・国際協力) 引き続き、G8、国連、OECD、エコアジア等 の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップ を発揮できるよう積極的に貢献する。海外広 報は、提供情報の質、量を共に充実させる。 また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点 を盛り込むべく、これまでの事業を充実させ る。 国際機関等と協力して、革新的な取組を 推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能 な開発に係る施策を引き続き行う。 (研究調査) 地球環境分野の監視・観測及び調査研究 について、より重点的な資金配分を行うことに より、より効率的かつ効果的に調査研究等を 推進する。
3	大水環のの	₹· 土壌	とともに、地盤環境の保全を 図り、また、土壌汚染による 環境リスクを適切に管理する	PM2.5に係る総合的な健康影響評価の実施、大気汚染状況の的確な把握及び必要に応じた濃度低減対策の検討。 光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握及び注意報の発令状況の													基本方針2005(平成17年6月21日): (別表1(7))とートアイランド対策、・・・を 推進する	中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」(平成19年2月23日)等を踏まえた流入車対策及び局地方染対策をはじめとする自動車排出ガス対策を着実に実施するとともに、これらの事務の執行に必要な定員を要求する。 PM2.5の健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、必要に応じた発生源対策の検討・実施、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、更なる対策のあり方の検討。自動車と比較して立ち遅れている船舶からのNO×等の排出ガス対策を講じるとともに、これらの事務の執行に必要な定員を要求する。

Γ																			1
											0年度			A. 1.—1.				反映状況	
				H2	20年度予算	要求へ	の反			構・定 の反		求へ	施政	方針演訂	説等で:	示された	た内に	閣の重要政策に関する評価	
	施策名		目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	善見	直し a)評 両対 取政 気の	政策の改 (b)評価対象政策の 一部の廃 止、休止 又は中止	価象策廃止休止又評対政を		機要へ反	求へ		回 (H17	の重要 西 62 第1 回 7. (H [*]		66 9.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
	大水気・ ^{・塡} 水・境全 の保全	健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を全とともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスケを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。	農薬について、生態系保全の充実 に向けた取組の強化、農薬の飛散等 による大気経由ばく露を考慮した人の 健康保護のためのリスク管理措置の充																大気生活環境の保全について、工場事業場騒音、建設作業騒音をの施策のの施策のの施策をの機能をできる拡充。交通騒音モニタリングのあり方の検討。注目度の高い中枢街区での集止また。交通騒音モニタリングのあり方の検討。注目度の高い中枢街区での集止また。交通騒音モニタリングのあり方の検討。注目度の高い中枢街区での集止また。受遺環境の関心を動力を開始を表現の大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、

										評価結	果の政	(策への		
			H20年	F度予算要:	求への反	映)年度機 員要求 ^快		施政方針演説等	手で示る	されたア	内閣の重要政策に関する評価	
施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	で を		・見直し (a)評 価対 象の	政策の改 (b)評価対象政策の 一部の廃止、休止 又は中止	価象策廃止休止又評対政を	機要へ反映の映	反		重要政	策に 第166 回 (H19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
廃棄物リング リング リング リング リング リング リング リング リング リング		物質フロー指標の検討を含め循環基本計画の見直しを行い、更なる充含方式。更なる充治で行いた更なる充治で行いた更なる充治で行いたで、同計画要。 発生 加速 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一点											本方針2002」(平成14年6月25日閣議 決定))の考え方に沿い施策を集中(第 3部.2.(3)) 環境保護と経済発展の両立の観点を踏 まえ、循環型社会の構築に向け、リサイ クル対策、ごみの排出抑制、不法投棄 対策等に引き続き取り組む(第1部.5.(5) 2005(平成17年6月21日):循環型社 会の構築を目指す(第3章6.) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用 (いわゆる3R) か不法投棄 で、国内での取組を強化する。ま た、・・・・、「3Rイニシアティブ」を踏ま	循環交付金の活用等により、廃棄物系パイオマスの有効活用など市町村における一般 廃棄物の3R・エネルギー回収等を推進し、 循環型の地域づくりを実現する。 家電リサイクルについては、早急に制度見 直しを行う。建設リサイクルについては、法定 の見直し時期を踏まえ検討を行う。他の個別 リサイクル法についても政省令の整備や普及 啓発等により円滑な施行を行う。 産業廃棄物については、優良な処理業者 の育成や電子マニフェストの普及等をより推 進する。PCB汚染物処理施設の整備推進等 のPCB処理技術についての検討を行う。 不法投棄対策については、都道府県等と の情報共有等、不法投棄の監視・即応体制

	T														 	
			H2	20年度予算	[要求へ	の反映				20年月 定員要)反映状況 内閣の重要政策に関する評価	
施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	善見直 (a価象策重	i)評 i対 i政 iの	政策の改 (b)評価対 象政策の 一部の廃 止、休止 又は中止	一価象策廃止休止又: 評対政を	1	機構要	員要	.	回 (H17.	重要正 第16 回 (H18	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
生様性全との推生をの推生を	植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。	【基盤的施策の実施及が画際的取組】 依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿きが多様性のが後、 行していること、沿きなどから、社会情勢の化発として多くである。 をなきなどから、社会情勢の把握と保全のための対応がの埋立立進での状態をあまえた生物を移性性の状態と生物を移性性の状態を生物の第10回締約回国会議の保理を明白の場合を受け、国際的取組を一層を引き、優れた自然である。 「自然環境の保全・再生」国立公園や出て、自然では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個													基本方針2005(平成17年6月21日):「自然環境・景観の保全を通じた自然との共生を推進する。」	【基盤的施策の実施及び国際的取組】新・生物多様性国家戦略に示された各種施策を引き続き展開するとともに、自然、平の状況や社会経済の変化をかんがあり年度中に第3次戦略の策定を答う。第3次生物多様性国家戦略を踏まるでともに、前の状況や社会経済の変化をかんがあり年度中に第3次戦略の策定を踏まるでとし、がより一層充実とは自然では、第3次生物多様性国家戦略を踏まるでは、第4のの取組を推進することとし、東京などは、新たに生態系総合監視実整備、市収集、アめが大きな主体のの取組を推進することとし、東京との一般では、第4のの取組を推進するにとし、が表達を主体のを構造の収集を構造して、必要をは、第4の保護を主体のをでは、第5の保護を主体のでは、第5の保護を主体ののでは、第5の保護を主体ののでは、第5の保護を主体ののでは、第5の保護を主体のでは、第5の保護を主体ののでは、第5の保護を強化を対し、第5の保護を強化をは、全の組点からの保護を強化する。まし、のの保護を強化を対し、中の指定を強化をは、全のとは、第5の保護を強化ともに、ないのででは、第5の保護を強化を対して、生物多様性保に、全の組点が多の保護を強化をは、全のとともに、が、1年のなに、第5の保護を強化をは、第5の保護を強化を対して、1年の保護を対し、1年のは、第5の保護を対して、1年の保護を主体をは、第5の保護を対し、1年のは、第5の保護を主体が、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは

											評価	5結果(の政策へ	への を	反映状況	
				H2	20年度予算	要求への	反映		20年度 2員要 映						閣の重要政策に関する評価	
	施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	善·見直し	平 (b)評価文 象政策の 一部の廃 止、休止 又は中止	対象策廃止休止又	機要へ反映	買求の映 の映	れた内閣 関する評 第 回 (H	関の重要 F価 162 第 回 17. (ト	到64 第1	166 19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
5	生様保然生進物性全の推り中では、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本の推り、日本	れぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共	【動物の愛護及び管理】まずます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。動物センター等に収容された動物の殺養支援データース・ネットワークシの治療支援データーは、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、動物の所では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般													【野生生物の保護管理】 レッドリストの見直しを完了させるととともに、 トやの野生復帰に向けた取組を推進させる と、保護増殖事業の着実な推進を図る。 改正鳥獣保護法等に基づく具体の高大の展開や鳥インフルエンザカッチにより野生の息動の発生復帰にありまり、まりがより、まりがより、まりが、まりが、まりが、まりが、まりが、まりが、まりが、まりが、まりが、まり

												i	平価結	果の政	策への	反映状況	
				H2	0年度予算	要求への	反映			120年月 定員要 5 映	施	政方針	演説€	等で示る	された内	内閣の重要政策に関する評価	
	施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	善・見 (a) (i) (a) (i) (i) (i) (i) (i) (i) (i) (i) (i) (i	平 (b)評価: 象政策の 一部の廃 止、休止 又は中山	廃止、休	F 対 文 :	機構要求へ		れた内 関する	内閣の 部価 第162 回 (H17.	演説で 重要政 第164 回 (H18. 1.20)	策に 第166 回 (H19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
5	生物多のとほかとの性になった。																温泉資源保護のためのガイドラインを作成するため、温泉に関する専門的知識を有する学識経験者等による技術的・専門的な検討を実施する。 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、大深度掘削泉からの掲湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査や禁忌症及び適応症に関する最近の医学的知見を踏また検討調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を実施する。温泉の成因メカニズムや温泉に関する科学的な情報及び温泉入浴上の注意等の情報及び温泉入浴上の注意等かした取組を支援するとともに、魅力ある温泉地のヴィリモデル地区の整備事業の実施を目指す。
6	化学物質対策の推進	な合意形成を図りながら、環	化学物質環境実態調査における更なる調査要望への対応、ナノテクノロジー製品の生態系への影響調査が必要。													-	「環境リスクの評価」 一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化していく、ナノテクノロジー製品の生態系への影響を調査する。環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。平成19年度中に生体モニタリングの実施可能性について検討する。製品に含まれる有害化学物質のモニタリングを実施するとともに、化審法に基づく立入検査等の充実・強化を図るため、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。 「環境リスクの管理」 平成20年4月以降に行われるJapanチャレンジプログラムの中間評価に向けた作業を進めるとともに、事業者に対しプログラムへの参加・協力を求める。 欧州REACH等諸外国の対応についての情報収集・発信を進め、国際的動向を踏まえた制度見直しに資する。 PRTR制度の定着とそのデータの有効活用の推進。

												i	平価結	果の政	策への	反映状況	
				H2	0年度予算	要求への反	映		20年度 20年度 20年度 映		施	敗方針	演説領	等で示:	された。	内閣の重要政策に関する評価	
	施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	評見 (価象策重化 対り 評対政の点等	(b)評価対象政策の 条政策の 一部の廃 止、休止 又は中止	廃	求へ の反	員求の映		れた内関する	内閣の 3評価 第162 回 (H17.	第164	策に 第166 回 (H19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
6	化学物 質対策 の推進		SAICMに係る国内実施計画策定及 びアジア太平洋地域における主導、地 球規模の有害金属汚染問題への対応 が課題。														[リスクコミュニケーションの推進] 引き続き化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。 (国際協調による取組] SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。中国・韓国等諸外国との政策対話を進める。 我が国の有害金属対策策定に向けた取組を強化するとともに、地球規模での有害金属対策の立案に貢献する。また、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。 (国内における毒ガス弾等対策) 神栖市における暴急措置事業を引き続き者実に戻するほか、汚染、カニズムの全容解明に努めるとともに、汚染土壌等の処理等を実施。寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。 浜松市の事案について、掘削を伴う不審物確認調査を実施。
7	環境保保 健対推進 の推進	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防じ、被害のをとちに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。	【公害健康被害対策(補償・予防)】 公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の未然防止。 幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の一層の推進。 【水俣病対策】 公健法の認定申請者等の新たに救済を求める者への対応。 公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施、国賠訴訟やその他の訴訟への対応。 水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。 水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。													者救済対策やアスベストの早期かつ安	【公害健康被害対策(補償・予防)】 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養施設の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに、局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェケト)を着実に実施する。 【水俣病対策】 与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進める。公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図る。 水俣病発生地域の環境福祉対策の充実を図る。 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催するとともに、水俣病の客観的診断手法の確立をはじめとする調査・研究の推進、国際的な取組への積極的な対応を図る。

Γ														評価	結果	の政領	食への		
					H2	0年度予算	要求への)反映	ţ		:0年度 ≧員要 映		施政	方針演記	说等"	で示さ	れたり	内閣の重要政策に関する評価	
	旅	策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	評価文 善·見 (a) (a) 象策 重 化	いました (象の) は、	(策の改 b)評価対 象政策の 一部の廃 上、休止 又は中止	価象策廃止休止又一評対政を	構求の映	員求の映		回 (H1	の重 価 62 第 7. ()	要政策	策に 第166 回 H19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
	7 健	境対推保策進		【石綿健康被害救済対策】 救済法の附帯決議において、政府 は、健康被害の実態について十分調 査・把握し制度の施行に反映させるよう 努めることや、情報収集等を行い必要 があれば施行後5年を待たずとも所要 の見直しを行うことされている。 【環境保健に関する調査研究】 スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの 精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の 花粉観測・予測体制整備の検討、 環境中極微量化学物質測定分析法 が未確立。 WHOの電磁界に関する総合的評価 公表への対応検討。														第163回所信表明演説(平成17年9 月26日):「今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組んでまいります。」	【石綿健康被害救済対策】 石綿健康被害救済対策】 石綿による健康被害の救済に関する法律 の着実かつ円滑な施行に努める。 平成19年度以降、一般環境経由による石綿ば〈露健康リスク調査(6地域)、石綿ば〈露の疫学的解析調査を実施する。 【環境保健に関する調査研究】 スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。環境中における極微量化学物質の分析法に関する調査研究を継続する。 磁界等環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、定期的な保健指導アニュアルの更新を行う。
	3 済の		地域づくりの推進を通じて、 環境的側面、経済的側面、 社会的側面が統合的に向上	引き続き税制優遇措置の実施に努め、環境税について総合的な検討を進めることが必要。事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、金融グリーン化の促進、環境ビジネスのノウハウの蓄積、より効果的なグリーン購入の取めの特定調達品目や判断の基準の見直し、市町村のグリーン購入の取組の遅れへの対応が課題。地域環境行政支援情報システムの周知と利用者のニーズの変化への対応、環境と経済の好循環のまちモデル事業の事業効果の評価、残された公害防止計画策定地域の公害の解消が課題。 NPO等の政策提言能力の向上、バーナーシップ形成に必要なプラザ等の体制・機能の充実、CSR事業のモデルの創出・普及、バートナーシップ事業の事業が表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表														を推進する(別表1(7)) 基本方針2006(平成18年7月7日):	税制優遇措置を引き続き実施し、環境税の検討を含め税制のグリーン化に取り組む。環境配慮促進法の見直しに向けた調査、民間事業場による環境報告書作成の及び利用促進、環境報告書の信頼性向上のための取組み、環境保全に資する事業への融資のマッチングの仕組みの調査検討・普及促進を実施する。また、環境ビジネスの市場規模等について引き続き調査し、環境ビジネス振興のための具体的施策を検討し、対策を実施する。グリーン購入について目等による取組を拡大するとともに、地方公共団体向けのガイドライン冊子等の作成や消費者に向けての環境情報の提供方法の検討を行う。さらに、環境配慮契約法の基本方当に沿って、国等の機関において環境に配慮した契約に取り組み、機構・定員要求を行う。省エネ家電等の買換促進、国民一人ひとりの環境行動を促すエコポイント、環境負荷見える化等の取組を行う。

														評価	5結果	見の政:	策への	反映状況	
				H2	20年度予算	要求へ	の反	映				度機 要求へ	1	施政方針演	説等	で示さ	ミれた内	7閣の重要政策に関する評価	
	施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	善・見正(る)	直し (記)評 (記)評 (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記)	政策の改 (b)評価対象政策の 一部の廃止、休止 又は中止	価象策廃止休止又評対政を	JI	構要求へ	機要へ反の映	ē	回 (H ²	朝の重 F価 162 9 ロ 17. (要政策 第164 回	策に 第166 回 (H19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
8	環境・経会 の統向上		個々人の環境保全の意識の向上を 具体的な行動に結び付けること、環境 教育の地域間格差を解消するための プログラム整備等、かが国における 「ESD実施計画」の初期段階における 重点的取組事項のうち「高等教育機関 における取組」を充実することが課題。																地域環境行政支援情報システムの質・量を充実するとともに、環境と経済の好循環のまちモデル事業の評価を始め、また、公害防止計画による施策の推進を図る。セミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、ブラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強低、成功したCSR事業の発掘・普及、協働による環境保全型地域活性サールの開発等、国民の環境行動を促進するための取組を行う。引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組を支援するための具体的施策を実施する。公共交通を中心とした都市づくり等、環境負荷の小さいまちづくりの取組を図る。

														評価約	結果の	政策への)反映状況	
				H2	20年度予算	算要求への	反映			H2 構・定 の反明			施政	5針演説	等で	示された	内閣の重要政策に関する評価	
	施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題		これま での取組 を引き続 き推進	評価交 善·見直 (a) (a) 象質 象質 化管	評 (は 第一	策の改 b)評価対 R政策の -部の廃 と、休止 くは中止	価象策廃止休止又評対政を、は、は、		求へ の反	員求の映	れ	回 (H17	D重要 面 32 第1 回 7. (H ²		その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
9	環策盤整備	様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の 後といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備 を推進する。															学技術の開発や普及は、経済の発展につながる。(地域の再生と経済の活性化) 基本方針2004(平成16年6月4日): 科学技術については、・・・・重点4分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料)への更なる重点化(第3部1.(4).) 基本方針2005(平成17年6月21日): 「活力ある社会・経済の現実に向けた重点4分野(「基本方針2002」の考えたというの考え方) 重点4分野を中心に・・・・施策を集中する。総合科学技術会議が一層の主導性を発揮し、重点化・効率化を図る中で、重点4分野内でも更に領域を終り込み、	基本計画に係る施策の効果的な実施、点検、結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画との調和を図る。環境影響評価について、新たな調査・予な情報の根外で表述の表表をといる。、現場影響評価について、新たな調査・予な情報の表実が表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表

													評価結	果の政	策への	反映状況	
										20年度 E員要: 映		施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価					
	施策名	達成すべき目標	目標達成に向けた課題	これ での! を引 き推〕	双組 善読	平見 (a) 新重化 対し 評対政の点等	政策の改 (b)評価 象政策 一部の加 止、休止 又は中	 対の発 対の発 上休		機要へ反	員求の映	れた 関す	H17.	重要政 第164 回	策に 第166 回 (H19.	その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
の他 (成	外物等デベス築等では、大物・特別・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	等に係る被害の防止に関する法律の円滑な運用による特定外来生物の飼養等の適正化と防除の推進。	本システムは、微修正や機能の追加が必要な部分があるが、特定外来生物の飼養等許可を受けた者の情報はすて入力され、地方環境事務所及び農林水産省とも共有できるデータペースとして機能している。また、特定外来人として機能している。また、特定外来人力・出力に係る労力を大きく削減できている。しかし、電子申請については、電子署名などの仕組みが外できている。しかし、電子自請についでは、電子署名などの仕組みが外できている。しかし、電子申請はつい来生物の飼養者である一般国民の間ではなく、申請は現在のところ紙媒体で行われている。これは、本データベースシステム構築業務のみの課題ではないが、電子申請の割合を10%確保するとした当初の成果目標を達成するに当たって、大きな課題となっている。														データの検索機能を改良する等の改修を行い、システムの円滑な運用を図る。電子申請の割合を増加させるためには、当事業の範囲外である電子認証の国民への普及が不可欠である。外来生物法の手続は、申請の様式変更に伴い一時的に休止している1種類を除き、全て電子申請に対応しており、マシステムも対応させていくことで電子認証が普及した際の円滑な業務遂行を図る。

Г	Т				1														
				目標達成に向けた課題		評価結果の政策への反映状況													
					H20年度予算要求への反映					H20年度機 構・定員要求へ の反映			施政方針演説等で示された内				内閣の重要政策に関する評価		
7		施策名	達成すべき目標			これま での取組 を引き続 き推進	評価文 善·見直 (a) (a) (面) 策定 重。	し 評 (参り)	策の改 b)評価が 東政策の 一部の廃 上、休止 スは中止	廃止、休		、機要へ反	求へ	h:	回 (H17	D重要 E 2 第1 回 '. (H		その他の重要政策に関する評価	備考 (評価結果の平成20年度政策への反映等)
代(万男童礼事学の事学言	つむ、浅見重見事等で再			2年間(平成18年度末)での事業目標を、登録メンパーの数十分としてきた、 登録メンパーの数11万人としてきた、これは、「目標達成のための手段」をれてれたしいて、強力に推進した結果と考えられる。地域の中で、積極的に環が増えたと評価したい。ただし、事業自体には、以下の課題が残っている。地方自治体の課題を自治体では、既存の活動プログラムの紹介だけでなく、地域に限さした独自の活動を提供、展開したいとの意向が強い。しかし、自治体によっては自の活動を提供、展開したいとの意向が強い。しかし、自治体によっては自の活動を提供、展開したいとの意向が強い。しかし、自治体によっては自りが強い。しかし、自治体によっては自りが強い。しかし、自治体によっては自りが強い。しかし、自治体によっては自りが強い。しかし、自治体によってもの、現場ができていないところもある。会し、メンバーの中心は小学生である。そのため、提供される教材や活動、プログラムの課題メンバーの中心は小学生である。そのため、対学生である。そのため、規模される教材や活動がプログラムも小学生では「以ンバーの要望に応えることが難しい。														基本方針2004(平成16年6月4日): - 環境教育を推進する(1部.5.(5)) 基本方針2005(平成17年6月21日): 環境保全の理解を深めるため環境教育を推進する(別表1(7)) 基本方針2006(平成18年7月7日): 第4章 安心・安全の確保と柔軟で多様な社会の実現 4.生活におけるリスクへの対応 1.環境と経済の両立を図るため、金融面から環境と経済の両立を図るため、金融面から環境配慮を進めるとともに、・・・・。環境教育や、クールビズ、「もったいない」の心をいかした国民運動等を推進する。」	引き続き会員増を目指し、こどもエコクラブ 事業の広報・普及活動に取り組む。 地方自治体の課題に対しては、自治体担 当者を対象にした研修会の開催や、毎年開催している「こどもエコクラブ全国フェスティバル、等を通じて、学校や地域と上手く連携した事例などの紹介や事業展開に当たっての意見交換の場の提供により、ネットワーク作りを支援し、情報交換を促進する。これらの取り組みにより、地方自治体のニーズの把握に努め、各自治体や各クラブが、地域に根ざしたエコクラブ事業・活動を展開できるよう支援する。会員(メンバー)及びプログラムの課題に対しては、当面はニュースレターを通して、幼児等が取り組めるプログラム等を提供する。また、従前より、企業・団体から教材提供等をできるように、様々な教材提供等を企業・団体に呼びかける。
作 (万里草花草学の草学言	の也、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	国体識 別措置 建進事	された動物の飼い主責任の 明確化に資するため、家庭 動物等の飼養において、マ イクロチップをはじめとする個	環境省、6自治体、AIPO(動物ID普及推進会議)による個体識別情報に関するデータペースの試験運用を実施するとともに、マイクロチップ埋込み技術マニュアルの配布、獣医師等を対象とした技術講習会の実施、技術マニュアルの更なる内容の充実を図るための実証事業、全国の地方環境事務所等へのマイクロチップリーダーの配備等を行い、個体識別措置の登録頭を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を															個体識別情報に関する全国的なデータベース・ネットワークの運用開始、危険な動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアルの配布・講習会の開催等により、個体識別措置の実施体制等の整備を図るとともに、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのより一層の普及啓発を実施する。

3.事前評価結果(平成18年10月から平成19年9月まで)の政策への反映状況 (1) 公共事業

(1) - 1 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (一般廃棄物処理施設整備事業)

事 業 名 事 業 主 体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
ごみ処理施設整備事業 静岡県静岡市	H19.3	18-21	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和50年度、58年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
リサイクルセンター整備事業 山口県周南東部環境施設組合	H19.3	18-19	・必要性:廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:容器包装廃棄物(プラスチック類、ピン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその 再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 北海道札幌市	H19.3	18-23	・必要性:現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥 再生処理センター整備事業) 宮城県登米地市	H19.3	18-21	・必要性: U尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: U尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 秋田県大仙美郷環境事業組合	H19.3	18-19	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
熱回収施設整備事業 秋田県八郎湖周辺清掃事務組合	H19.3	18-19	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和57年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
リサイクルセンター整備事業 秋田県八郎湖周辺清掃事務組合	H19.3	18-19	・必要性:廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター整備事業) 山形県東根市外二市一町共立衛生処理 組合	H19.3	18-20	・必要性:現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化(昭和59年度竣工)による施設の更新。・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。・有効性:容器包装廃棄物(プラスチック類、ピン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 群馬県吾妻東部衛生施設組合	H19.3	18-19	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。

事 業 名 事 業 主 体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
最終処分場整備事業 千葉県八千代市	H19.3	18-20	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 富山県高岡市	H19.3	19-20	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 福井県小浜市	H19.3	18-19	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 長野県飯田市	H19.3	18-20	・必要性:埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果、悪臭・害虫等の減少効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
熱回収施設整備事業 静岡県袋井市森町浅羽町広域行政組合	H19.3	17-19	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和57年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
最終処分場整備事業 愛知県半田市	H19.3	19-20	・必要性:現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全。(不適正処理(不法投棄)の防止効果)	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
熱回収施設整備事業 兵庫県姫路市	H19.3	18-21	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和59年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
リサイクルセンター整備事業 兵庫県姫路市	H19.3	18-21	・必要性:現有施設(廃棄物再生利用施設)の処理能力の不足による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:容器包装廃棄物(ピン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
熱回収施設整備事業 和歌山県岩出市	H19.3	18-20	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和58年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクル センター整備事業)、エネルギー回収推 進施設(熱回収施設) 和歌山県橋本周辺広域市町村圏組合	H19.3	18-20	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和57年、62年度竣工)による施設の更新。廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。容器包装廃棄物(ピン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。

事 業 名 事 業 主 体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
汚泥再生処理センター整備事業 広島県三次市	H19.3	18-21	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクル センター整備事業) 福岡県宇美町・志免町衛生施設組合	H19.3	19-20	・必要性:現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
マテリアルリサイクル推進施設(灰溶融施設整備事業) 佐賀県脊振共同塵芥処理組合	H19.3	18	・必要性: 灰溶融施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
リサイクルセンター整備事業 鹿児島県北薩広域行政事務組合	H19.3	18-19	・必要性:廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
エネルギー回収推進施設(熱回収施設整 備事業) 鹿児島県姶良郡西部衛生処理組合	H19.3	18-19	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和53年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事 業として採択している。
リサイクルセンター整備事業、ストックヤード整備事業、熱回収施設整備事業 沖縄県倉浜衛生施設組合	H19.3	18-21	・必要性:現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和51年、57年度竣工)による施設の更新。廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。・有効性:焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。容器包装廃棄物(ピン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。

(1)公共事業

(1) - 2 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 等)

事事	業	業 =	È	名 体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
産業廃棄物処 財団法人山季					H18.10	18-20	・必要性:山梨県内において管理型産業廃棄物最終処分場がないため ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性:産業廃棄物の処理体制の確保	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。
廃棄物処理旅長崎県バイオ					H19.1	19-29	・必要性:産業廃棄物のサーマルリサイクルの推進 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性:二酸化炭素排出量の削減 産業廃棄物の処理体制の確保	本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。

(2)新設規制

規制の名称	規制の内容	評価時期	評価結果の概要(期待される効果)	評価結果の政策への反映状況
	掘削等の許可への条件の付加及 び条件違反の際の許可の取消し 規定等の新設		・温泉の掘削等を行う者に対し、許可の際に付した条件を遵守させることができることとなり、事業の実施中の状況に応じた、温泉資源の保護、公衆衛生上の問題の防止等の公益侵害の防止を図ることができることとなる。	
温泉法の一部を改正する法律	温泉の掘削等についての承継規定の新設	H19.3	・許可に当たっては、温泉の掘削等の事業の内容、人的な欠格要件に該当しない旨が審査されるが、承認に当たっては、人的な欠格要件に該当しない旨のみが審査される。また、許可のうち掘削、増掘又は動力の設置に対するものについては、都道府県の審議会への諮問が必要であるが、承認に際しては審議会への諮問は不要となる。その結果、相続、合併又は分割の際は、通常の許可に比べ、申請書の量の削減、審査手続の迅速化、手数料の低廉化の3つの効果が生ずる。申請書の量の削減については、温泉の掘削等の事業の内容や、温泉の成分についての申請書が削減される。なお、これは環境省令の改正をもって措置される予定である。審査手続の迅速化については、年数回しか開催されない審議会への諮問が不要となることで、いつでも迅速に手続を進めることができるようになる。手数料の低廉化については、現在、掘削は約12~13万円、増掘及び動力の装置は約11万円、公共の浴用又は飲用への提供は約3万5千円の手数料が徴収されているが、審査内容の削減と審議会への諮問を経ないことに伴い、低廉化が図られる見込みである。なお、これは都道府県が条例改正により行うものである。	第166回国会へ当該法律案を提出した。
	掲示項目の追加		・入浴者等に対して温泉に関するより充実した情報を提供する必要が生じた際に、迅速に掲示項目の追加を行うことができることとなる。	
	温泉成分の定期的な分析の義務 付け		・入浴者等に対して、現時点での温泉成分により近い情報が提供されることとなる。 人浴者等にとって、それほど古くない分析結果が掲示されていることで、温泉に関する情報提供に対する信頼が高まる。	

規制の名称	規制の内容	評価時期	評価結果の概要(期待される効果)	評価結果の政策への反映状況		
自動車から排出される 窒素酸化物及び粒子状 物質の特定地域におけ	窒素酸化物重点対策地区等にお ける建物の新設等に係る届出制 度の導入		·建物設置者による自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための環境配慮に関する取組を担保・促進することにより、重点対策地区内の建物における事業活動に伴う自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を抑制することができる。	第166回国会へ当該法律案を提出した。 (平成19年5月11日成立、5月18日法律第		
る総量の削減等に関する特別措置法の一部を 改正する法律	一定の事業者に対する周辺地域 内自動車から排出される窒素酸 化物等の抑制に関する計画作成 等の義務付けの導入		·事業者による周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する取組の実施を担保・促進することにより、周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等を抑制することができる。	50号として公布)		
	油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄の禁止		・海底下廃棄を原則禁止とすることで、海洋環境の保全が推進される。			
海洋汚染等及び海上災 害の防止に関する法律 の一部を改正する法律	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度の創設	H19.2	・特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄が適切な場所や方法で実施されることを確保し、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を防止することができる。 ・万が一特定二酸化炭素ガスの海洋への漏えい等による海洋環境の保全上の障害のおそれが生じた場合であっても、監視により当該状況が早期に発見されることで、迅速な対応が可能となる。	第166回国会へ当該法律案を提出した。 (平成19年5月23日成立、5月30日法律第 62号として公布)		
	指定海域として環境大臣が指定した海域の海底及びその下の形質の変更の届出及び計画変更命令の創設		・本規制に基づき届け出られた特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域内における海底及びその下の形質の変更の施行方法等を環境大臣が確認し、必要と判断される場合には、海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画を変更させることにより、当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を未然に防止することができる。			
	食品関連事業者による定期報告 制度の導入	H19.2	・定期報告の結果、取組が著しく不十分と認められた事業者については、直ちに法第23条の報告徴収又は立入検査を行い、勧告等状況の改善のための措置をとることが可能となる。また、優良な取組事例及び平均的な事例については、業種・業態ごとにその数値や取組内容を公表すること等により、業種全体の取組の促進・深化を促すことが可能となる等の効果も期待できる。	第166回国会へ当該法律案を提出した。 (平成19年6月6日成立、6月13日法律第83 号として公布)		